

(案)

令和4年度における特定（産業別）最低賃金の決定等に係る申し出の取扱い等について

令和4年2月 日
三重地方最低賃金審議会

特定（産業別）最低賃金の決定等については、昭和61年2月の中央最低賃金審議会答申、同年3月31日付け基発第188号「今後の産業別最低賃金制度の運営について」等に基づき行ってきたところであり、令和4年度においてもこれらを踏まえて行うこととするが、さらに円滑な審議を図るため、令和4年度における特定（産業別）最低賃金の決定等に係る申し出の取扱い等については、次によるものとする。

1 特定（産業別）最低賃金の決定等に係る申し出の意向表明について

- (1) 令和4年度において特定（産業別）最低賃金の決定等に係る申し出を行う場合には、予め、その意向を当審議会又は三重労働局長（以下「局長」という。）に対し表明するものとする。

なお、局長に対し、意向の表明があったものについては、局長は当審議会に報告するものとする。

- (2) 当該意向表明は、当審議会又は局長へ、原則として書面により令和4年3月22日（火）までに行うものとする。

- (3) 意向表明は次に掲げる事項について行うものとする。

イ 申出者

ロ 申し出の内容〔当該特定（産業別）最低賃金の適用を受けるべき基幹的労働者（又は使用者）の範囲〕

ハ 申し出の理由

2 特定（産業別）最低賃金の決定等の申し出について

令和4年度において特定（産業別）最低賃金の決定等に係る申し出を行う場合には、令和4年7月8日（金）までに局長宛て行うものとする。

なお、決定等申出者は、申し出について当該申し出の意向表明後、速やかに関係労使当事者間の意思疎通を図ることとする。

3 特定（産業別）最低賃金の決定等の必要性の有無について

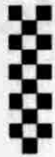
前項の申し出について、当審議会は、次の点に留意の上検討を行うものとする。

- (1) 関係労使の意見聴取については、次により行うものとする。

イ 関係労使の意向、当該産業の実態等が十分反映されるよう努めるものとする。

ロ その方法等について十分検討を行い、効率的な実施を図るよう努めるものとする。

- (2) 特定（産業別）最低賃金の決定等の必要性の有無について局長から諮問された場合には、当審議会は、全会一致の議決が得られるよう努めるものとする。



<別紙2>



令和4年 2月 3日

三重地方最低賃金審議会事務局 御中

「令和4年度における特定(産業別)最低賃金の決定に係る申し出の取り扱い等について(案)」に対する承認について○で囲み回答します。

承認する

承認しない

三重地方最低賃金審議会委員

氏名 中村玲子



電話録取書

聴取日時：令和4年2月17日 9時40分頃

聴取者氏名：三重大学人文学部

准教授 藤本 真理

聴取担当者職氏名：賃金係員 牧野真矢

要旨

本職は、受信者に対し、「令和4年度における特定（産業別）最低賃金の決定等に係る申し出の取扱い等について（案）」の承認について話を聞きたい旨伝え、下記のとおり聴取した。

記

1 私は、三重大学人文学部で准教授をしており、三重地方最低賃金審議会の委員をしている藤本真理です。

2 私は、「令和4年度における特定（産業別）最低賃金の決定等に係る申し出の取扱い等について（案）」について承認します。

以下余白



<別紙2>

令和4年 2 月 2 日

三重地方最低賃金審議会事務局 御中

「令和4年度における特定(産業別)最低賃金の決定に係る申し出の取り扱い等について(案)」に対する承認について○で囲み回答します。

承認する

~~承認しない~~

三重地方最低賃金審議会委員

氏名 前田 茂樹



<別紙2>

令和4年 2 月 2 日

三重地方最低賃金審議会事務局 御中

「令和4年度における特定(産業別)最低賃金の決定に係る申し出の取り扱い等について(案)」に対する承認について○で囲み回答します。

承認する

承認しない

三重地方最低賃金審議会委員

氏名 三好 正人



<別紙2>

令和4年2月2日

三重地方最低賃金審議会事務局 御中

「令和4年度における特定(産業別)最低賃金の決定に係る申し出の取り扱い等について(案)」に対する承認について○で囲み回答します。

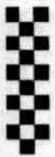
承認する

承認しない



三重地方最低賃金審議会委員

氏名 安井 広伸



<別紙2>

令和4年 2月 2日

三重地方最低賃金審議会事務局 御中

「令和4年度における特定(産業別)最低賃金の決定に係る申し出の取り扱い等について(案)」に対する承認について○で囲み回答します。

承認する

承認しない



三重地方最低賃金審議会委員

氏名 浅野 啓介



<別紙2>

令和4年 之月 之日

三重地方最低賃金審議会事務局 御中

「令和4年度における特定(産業別)最低賃金の決定に係る申し出の取り扱い等について(案)」に対する承認について○で囲み回答します。

承認する

~~承認しない~~



三重地方最低賃金審議会委員

氏名

伊藤 久志

<別紙2>

令和4年 2月 4日 ✓

三重地方最低賃金審議会事務局 御中

「令和4年度における特定(産業別)最低賃金の決定に係る申し出の取り扱い等について(案)」に対する承認について○で囲み回答します。

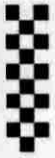
承認する

承認しない

三重地方最低賃金審議会委員

氏名 太田 美子





<別紙2>

令和4年 2月 16日

三重地方最低賃金審議会事務局 御中

「令和4年度における特定(産業別)最低賃金の決定に係る申し出の取り扱い等について(案)」に対する承認について○で囲み回答します。

承認する

承認しない

三重地方最低賃金審議会委員

氏名 葛山真由美





令和4年 2月 4日

三重地方最低賃金審議会事務局 御中

「令和4年度における特定(産業別)最低賃金の決定に係る申し出の取り扱い等について(案)」に対する承認について○で囲み回答します。

承認する

承認しない

三重地方最低賃金審議会委員

氏名 前田良考



<別紙2> ✓

令和4年 2月 3日

三重地方最低賃金審議会事務局 御中

「令和4年度における特定(産業別)最低賃金の決定に係る申し出の取り扱い等について(案)」に対する承認について○で囲み回答します。

承認する

承認しない

三重地方最低賃金審議会委員

氏名

大西宏弥



<別紙2> ✓

令和4年 2月 7日

三重地方最低賃金審議会事務局 御中

「令和4年度における特定(産業別)最低賃金の決定に係る申し出の取り扱い等について(案)」に対する承認について○で囲み回答します。

承認する

~~承認しない~~

三重地方最低賃金審議会委員

氏名 栗須百合香



<別紙2>

令和4年 2月 3日

三重地方最低賃金審議会事務局 御中

「令和4年度における特定(産業別)最低賃金の決定に係る申し出の取り扱い等について(案)」に対する承認について○で囲み回答します。

承認する

承認しない

三重地方最低賃金審議会委員

氏名 中村 和仁





令和4年 2月 3日

三重地方最低賃金審議会事務局 御中

「令和4年度における特定(産業別)最低賃金の決定に係る申し出の取り扱い等について(案)」に対する承認について○で囲み回答します。

承認する

承認しない



三重地方最低賃金審議会委員

氏名 別所 浩己



<別紙2>



令和4年 2 月 4 日

三重地方最低賃金審議会事務局 御中

「令和4年度における特定(産業別)最低賃金の決定に係る申し出の取り扱い等について(案)」に対する承認について○で囲み回答します。

承認する

承認しない

三重地方最低賃金審議会委員

氏名 宮路元美





令和4年度における特定（産業別）最低賃金の決定等に係る申し出の取扱い等について

令和4年2月17日
三重地方最低賃金審議会

特定（産業別）最低賃金の決定等については、昭和61年2月の中央最低賃金審議会答申、同年3月31日付け基発第188号「今後の産業別最低賃金制度の運営について」等に基づき行ってきたところであり、令和4年度においてもこれらを踏まえて行うこととするが、さらに円滑な審議を図るため、令和4年度における特定（産業別）最低賃金の決定等に係る申し出の取扱い等については、次によるものとする。

1 特定（産業別）最低賃金の決定等に係る申し出の意向表明について

- (1) 令和4年度において特定（産業別）最低賃金の決定等に係る申し出を行う場合には、予め、その意向を当審議会又は三重労働局長（以下「局長」という。）に対し表明するものとする。

なお、局長に対し、意向の表明があったものについては、局長は当審議会に報告するものとする。

- (2) 当該意向表明は、当審議会又は局長へ、原則として書面により令和4年3月22日（火）までに行うものとする。

- (3) 意向表明は次に掲げる事項について行うものとする。

イ 申出者

ロ 申し出の内容〔当該特定（産業別）最低賃金の適用を受けるべき基幹的労働者（又は使用者）の範囲〕

ハ 申し出の理由

2 特定（産業別）最低賃金の決定等の申し出について

令和4年度において特定（産業別）最低賃金の決定等に係る申し出を行う場合には、令和4年7月8日（金）までに局長宛て行うものとする。

なお、決定等申出者は、申し出について当該申し出の意向表明後、速やかに関係労使当事者間の意思疎通を図ることとする。

3 特定（産業別）最低賃金の決定等の必要性の有無について

前項の申し出について、当審議会は、次の点に留意の上検討を行うものとする。

- (1) 関係労使の意見聴取については、次により行うものとする。

イ 関係労使の意向、当該産業の実態等が十分反映されるよう努めるものとする。

ロ その方法等について十分検討を行い、効率的な実施を図るよう努めるものとする。

- (2) 特定（産業別）最低賃金の決定等の必要性の有無について局長から諮問された場合には、当審議会は、全会一致の議決が得られるよう努めるものとする。